

平素は弊社発行の書籍をご活用いただきまして誠にありがとうございます。平成25年度版「税務ハンドブック」の内容について誤りがございましたので、下記の通り訂正してお詫び申し上げます。

★平成25年度版税務ハンドブック正誤表

株式会社コントロール社

	誤	正	更新日
P13	◎特定中小企業等の経営改善設備を取得した場合の特別税額控除制度の創設 説明文の10行目 ～の取得等をして製造業・小売業等の～	→ ～の取得等をして小売業等の～	7月18日
P45	4. 延滞税 ・延滞税が課税される場合 の計算式の分子 ～の端数切捨て)×延滞額の割合×期日	→ ～の端数切捨て)×延滞税の割合×期日	9月25日
P95	■引当金 1. 貸倒引当金 (1) 個別評価による繰入限度額 説明文の8行目 平成29年3月31日までの開始事業年度分	→ 平成27年3月31日までの開始事業年度分	7月11日
P102	■法人契約の生命保険に係る取扱い ②定期付養老保険 保険料が区分されていない場合 の主契約保険料の欄(計3箇所) 定期保険部分は損金算入	→ 削除	12月27日
P105	2 死亡保険金等 区分⑤ の課税関係欄の計算式 払込保険料の合計金額 × $\frac{70}{100}$ - 保険金額 × $\frac{2}{100}$ = 課税相続財産(全額甲が負担した場合)	→ 生命保険契約に関する権利 × $\frac{\text{被相続人が負担した保険料}}{\text{払込保険料の全額}}$ = 被相続人から保険契約者への相続財産	12月27日
P115	(3) 法人税額から控除する金額の計算 (注) 試験研究費割合 の計算式 試験研究費割合 = $\frac{\text{3期分の試験研究費の平均額}}{\text{過去3期分の平均売上金額}}$	→ 試験研究費割合 = $\frac{\text{当期の試験研究費}}{\text{当期及び過去3期分の平均売上金額}}$	9月4日
P118	■税額控除 7. 雇用者の数が増加した場合の特別税額控除 8行目 (平成25年3月31日前終了事業年度は20万円)	→ (平成25年3月31日以前開始事業年度は20万円)	7月4日
P138	■給与所得者の特定支出 (4) [資格取得費] 説明文の1～4行目の()書き (弁護士、公認会計士、～を除きます。)	→ 削除	9月4日
P157	特例 1の【税率】の表 2,000万円超の所得税欄と2,000万円超の合計欄 所得税欄 15% [15.315%] -100万円 合計欄 20% [20.315%] -120万円	→ 15% [15.315%] -100万円 [102.1万円] 20% [20.315%] -120万円 [122.1万円]	9月25日
	特例 2の【税率】の表 6,000万円超の所得税欄と6,000万円超の合計欄 所得税欄 15% [15.315%] -300万円 合計欄 20% [20.315%] -360万円	→ 15% [15.315%] -300万円 [306.3万円] 20% [20.315%] -360万円 [366.3万円]	
	最下段 ※【計算例】の計算式 (8,000万円×15.315%-300万円)=925.2万円	→ (8,000万円×15.315%-306.3万円)=918.9万円	
P159	6. 居住用財産の買換え(交換)	→ 6. 特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例	7月30日
P160	7. 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除(措法36の2～36の5)	→ 7. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除(措法41の5)	7月30日
P169	4. 公的年金等の雑所得の計算 (1) 公的年金控除額の表 受給者が六五歳以上(昭和23年1月1日～の場合) 受給者が六五歳未満(昭和23年1月2日～の場合)	→ 受給者が六五歳以上(昭和24年1月1日～の場合) 受給者が六五歳未満(昭和24年1月2日～の場合)	9月4日
P191	▶既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 説明文の1～2行目 住宅耐震改修のための一定の事業を定めた区域内において、	→ 削除	7月30日
P210	■納税義務者と小規模事業者に係る納税義務の免除 2. 小規模事業者に係る納税義務の免除 (1)の(注) (注)①資本金1,000万円超の法人の～	→ (注)資本金1,000万円以上の法人の～	7月11日
P261	■登録免許税 1. 不動産登記関係 7. 仮登記 の②を下記に差し替え ②その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のためのもの 不動産の価額 1.0%		10月15日
P262	2. 会社の商業登記 ④を下記に差し替え ④登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記 申請件数 1件に付 3万円		10月7日
P266	2 個人の住民税 [調整控除額] (1) 200万円以下の場合 の1行目 ①と②のいずれか少ない額の2%が減額されます。	→ ①と②のいずれか少ない額の5%が減額されます。	9月4日
	2 個人の住民税 [調整控除額] (2) 200万円超の場合 の2行目 (最低5,000円)×2%減額されます。	→ (最低50,000円)×5%減額されます。	
P277	■土地に係る固定資産税の負担調整 ・特定市街化区域農地 但し書きの2行目と7行目 0.8	→ 0.8(平成24、25年度分は0.9)	7月4日

その他新たに誤表記が判明しました際には当社ホームページ内(<http://www.control-sya.co.jp/naiyou.html/>)に掲載させていただきますのでご了承下さい。今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。